

〔平成25年5月31日公布〕

- 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
 - 行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができるシステムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間ににおける迅速な情報の授受を行うことができるようになりますとともに、これにより、これによる簡素化による負担の軽減、本人確認の手続を行い、又はこれらの者から便宜の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようになります。
 - 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第28号）
 - 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。
 - 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）
 - 地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこととする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。
 - 内閣法等①一部を改正する法律（平成25年法律第22号）
 - 内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監置くとともに、内閣情報通信政策監を置くことの本部員に加える等の措置を講ずるもの。

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを利用
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

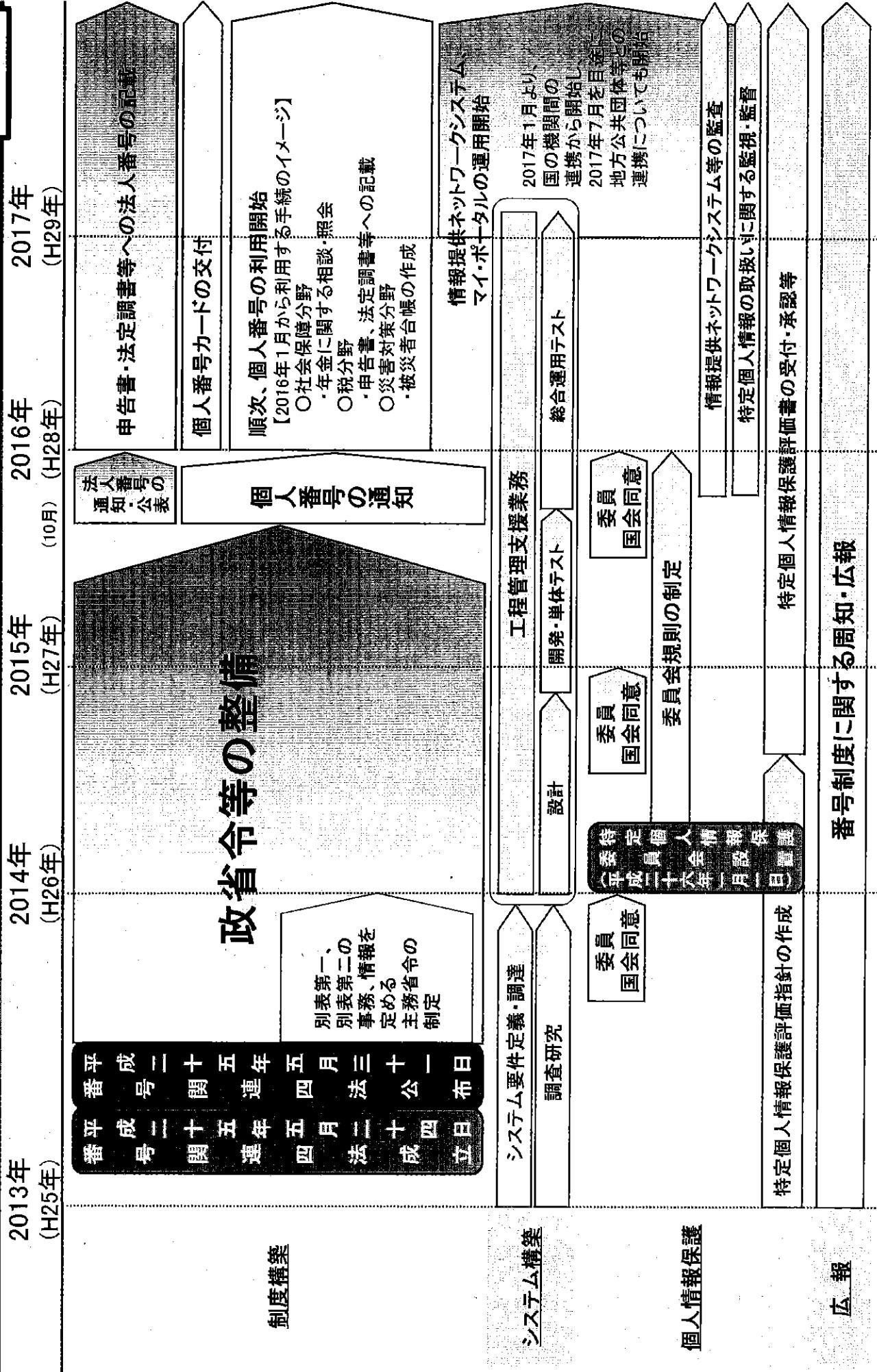
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

▶ 上記の他、福祉、保健、若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットで取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットで取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除 ⇒ 番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定する規定は削除
民基本台帳カードに関する規定は削除